



空

き

家

バ

ン

ク

【利用の手引き】

(空き家を利活用し、移住・定住を促進する仕組みづくり)



南あわじ市



■ 空き家を売りたい・貸したい



○空き家物件の情報を提供していただける方【空き家登録者】

南あわじ市では、市内における空き家（住宅、店舗等併用住宅）の有効利用と移住・定住の促進を図るため、空き家を探しています。

現在、使用していない空き家を、移住・定住希望者の住まいとして活用してみませんか？

空き家を売却、又は賃貸を希望する「空き家」をお持ちの方は、「空き家バンク」への登録をお願いします。また、空き家物件の情報をお持ちの方は、情報提供にご協力ください。

～空き家バンクに空き家の物件を登録する手順～

1

空き家バンクに売却・賃貸物件の登録

空き家を売却・賃貸物件として登録を希望される方は、空き家バンク設置要綱をご確認のうえ、「空き家バンク登録申込書」と「空き家バンク登録カード」をご記入頂き、次の書類を添えて、市担当課にご提出ください。登録カードは、空き家の詳細や希望価格等を記入します。

・空き家の位置図、間取り図、写真（全景、内部） ・土地及び建物評価証明書

2

現地調査

申し込みのあった空き家物件について、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の担当者が所有者立ち合いのもと、空き家の現地調査を行います。室内の間取りや設備等を確認します。

3

空き家情報の提供

市のホームページや市役所窓口等で空き家物件の登録情報を発信し、空き家利用者の募集を行います。

4

空き家物件の見学

空き家物件の利用希望者に対し、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の担当者が案内します。

5

空き家物件の交渉

空き家物件の見学の結果、利用希望者から交渉希望の申し込みがあった場合、市から物件所有者等に連絡し、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の仲介による交渉・契約となります。

●物件登録に承諾していただく事項

- ① 登録する空き家情報を市のホームページ等で公開します。
- ② 市が登録に係る調査及び交渉の媒介を依頼する一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に対し、調査及び交渉に必要な情報を提供します。

●物件登録における注意事項

- ① 登録の申込を頂いた物件については、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の担当者等が現地調査にお伺いし、土地や建物の間取り等を調査させていただきます。（危険空き家の場合など、登録をお断りすることがあります。）
- ② 登録する空き家の建物とその土地は、所有者全ての承諾が得られている物件で、他の不動産業者と仲介契約等を締結していない物件であることが条件となります。
- ③ 登録された空き家情報は、物件情報に係る所在地や現況写真等を掲載しますが、所有者の方の情報は掲載しません。
- ④ 市は、空き家物件の仲介、斡旋、交渉及び契約に関与することはできませんので、ご了承ください。
- ⑤ 仲介、斡旋、交渉及び契約は、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の会員が行います。売買等の契約が成立した場合は、仲介手数料が必要になりますので、ご了承ください。

■ 空き家を買いたい・借りたい



○空き家物件情報の提供を希望される方【空き家利用者】

兵庫県・淡路島の南部にある南あわじ市は、日本一のたまねぎや乳製品、淡路ビーフの他、ハマや鯛、淡路瓦など、すばらしい「ふるさと資源」を豊富に有し、自然景観、文化財、伝統芸能、産業なども数多く、食や職に通じる多くの担い手がまちづくりや就農、地域振興などの場で活躍しています。この素晴らしい、魅力的なまちで、新しい暮らしを始めてみませんか。

南あわじ市に移住・定住をお考えの方で、空き家をご検討の方は「空き家バンク」に利用者登録し、ご活用ください。

～空き家バンクの空き家物件を利用する手順～

1

空き家情報の提供

市の移住・定住情報サイト「住みニコ」／空き家バンク (<http://suminiko.jp>) や窓口等で空き家物件の情報を発信し、空き家利用者の募集を行っています。

2

空き家バンクに利用希望者の登録

空き家情報を受けて、南あわじ市に移住・定住したいとお考えの方は、空き家バンク設置要綱をご確認のうえ、「空き家バンク利用者登録申込書」と「空き家バンク利用者カード」をご記入いただき、市担当課にご提出ください。

3

空き家物件の見学

ご希望の空き家物件があれば、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の会員の担当者が現地を案内します。

4

空き家物件の交渉申し込み

見学の結果、ご希望の空き家物件の交渉を希望される場合は、「交渉申込書」に必要事項をご記入いただき、市担当課に提出ください。

5

空き家物件の交渉

利用希望者から交渉の申し込みがあったときは、市から物件所有者に連絡し、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の仲介による交渉・契約となります。この場合、仲介手数料が発生します。

●利用登録時に承諾していただく事項

- ① 市が交渉を依頼する一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に対し、交渉に必要な情報を提供します。

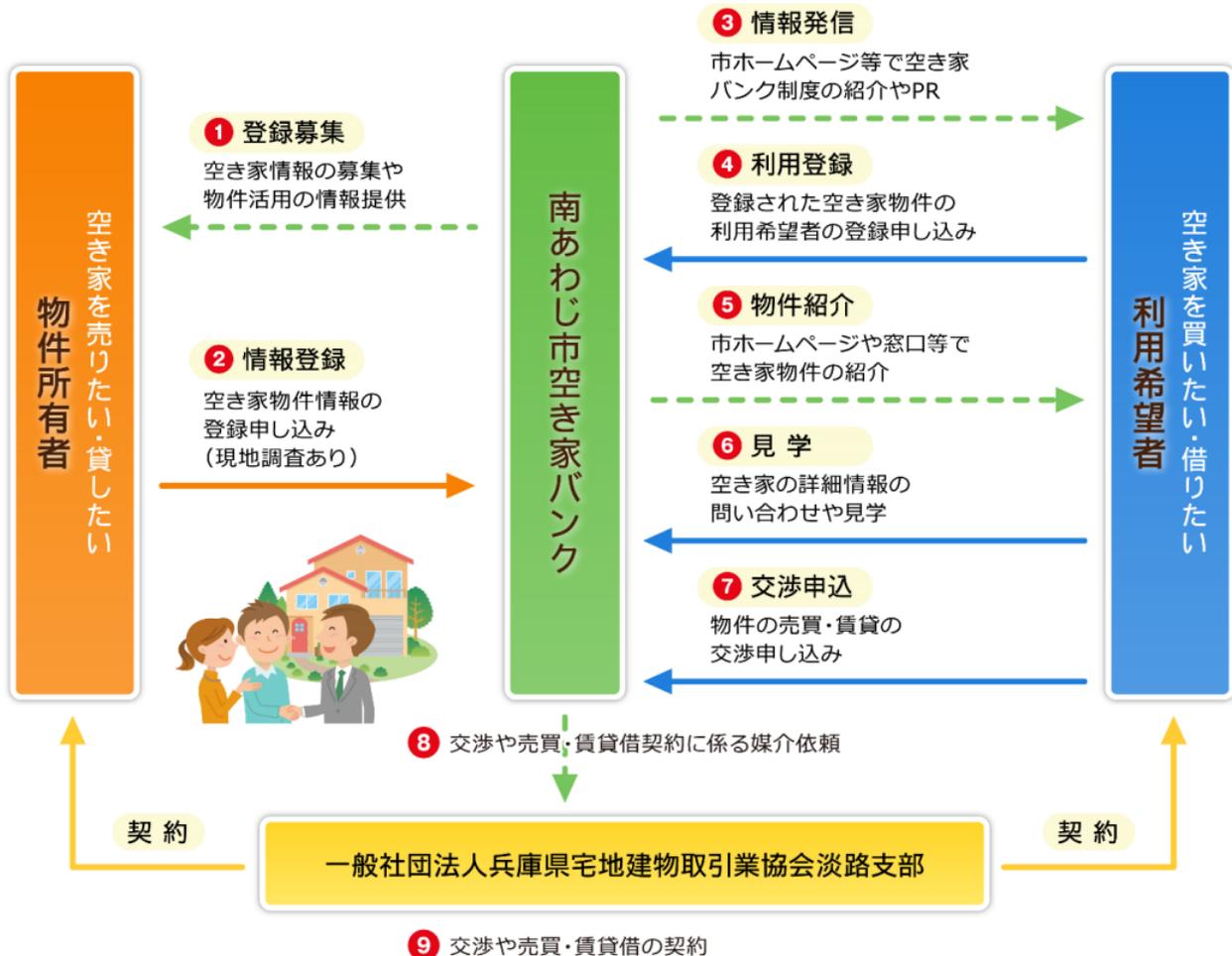
●利用登録における注意事項

- ① 登録された空き家情報は、所有者等からの聞き取り等による情報もありますので、現地と異なる場合があります。
- ② 登録している空き家物件に複数の方から交渉の申し込みがあった場合は、先着順にて物件所有者等に連絡します。
- ③ 市は、空き家物件の仲介、斡旋、交渉及び契約に関与することはできませんので、ご了承ください。
- ④ 仲介、斡旋、交渉及び契約は、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部の会員が行います。売買等の契約が成立した場合は、仲介手数料が必要になりますので、ご了承ください。

～空き家バンク制度の取り組みについて～

南あわじ市空き家バンク制度は、市内にある空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて、本市の空き家バンクに登録した空き家情報を、市のホームページや市役所の窓口等で公開していくことで、移住、定住等を目的として空き家を利用する希望者に対して、情報を提供していくものです。空き家バンクの登録は、無料です。

～空き家バンク制度のイメージ図～



～空き家バンクの情報発信～

南あわじ市の空き家バンク情報は、市の移住・定住情報サイト「住みニコ」/空き家バンク (<http://suminiko.jp>) や窓口等で空き家物件の情報を発信しています。また、南あわじ市では、空き家の利活用に関する各種相談や市内への移住・定住相談も実施しています。

【お問い合わせ・申し込み】

■南あわじ市産業建設部都市政策課
656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
TEL:0799-43-5227 FAX:0799-43-5327
E-mail: toshiseisaku@city.minamiawaji.hyogo.jp

【物件の一覧はこちら】

住みニコ

検索

<http://suminiko.jp>

